

介護保険がスタート



広域連合が介護保険者に

四月一日から久慈広域連合での介護保険事業の運営が始まりました。

平成十二年度から始まった介護保険事業については、これまでそれぞれの市村で業務を行ってきましたが、今年度からは久慈広域連合が介護保険者となり、すでに広域での事務処理が始まっています。

これまで広域連合では、広報紙（創刊号）をはじめ、介護保険証の交付や特別徴収に係る保険料の仮徴収の通知、介護保険パンフレットなどを作成し、皆様のお手元に届けさせていたいただいています。

広域連合の処理する事務は次

のとおりです。

○被保険者の資格管理に関すること

○要介護認定及び要支援認定に関すること

○保険給付の事務に関すること

○介護保険事業計画の策定に関すること

○介護保険料の賦課及び徴収に関すること

○その他介護保険事業に係る関係市村の連絡調整に関すること

広域連合の所在地は久慈市ですが、住民の皆様が不便を感じないよう、申請や相談はこれまでどおりそれぞれの役所（役場）で受けられます。



久慈市役所分庁舎（旧県立病院跡地）
久慈広域連合は3階にあります

介護保険料

10月から全額徴収に 65歳以上（第1号被保険者）

介護保険料については、介護保険制度を円滑に進めるため、第1号被保険者の保険料を平成十二年四月から九月までの半年間は徴収せず、さらに十月から平成十三年九月までは**本来の保険料の半額**を納めていた

き（図1参照）、それに伴う財源の不足分については国からの補助金によって賄うことになっています。

まもなく**10月から介護保険料の全額徴収**（本来額徴収）が始まります。第2号被保険者（四十歳以上六十五歳未満の方）は、これまでどおり医療保険と合わせて納めていただきますが、第1号被保険者（六十五歳以上の方）には本来の保険料を納めていただくこととなります。

これまで半額の保険料だったため、単純に倍の額になって驚かれるかもしれませんが、これが本来の介護保険料であり、みなさんの保険料が財源になって介護保険事業が運営されていき

ますので、ご理解願います。

第1号被保険者の保険料は、所得に応じて五段階に区分され、基準額の三千円（これまでと同額）をもとに軽減されたり割り増しになったりします。次のページでどれにあてはまるか見ることが出来ます。

保険料の納め方は、年金が月額一万五千元（年額十八万円）に満たない方、又は老齢福祉年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、広域連合が発行する納入通知書によって直接又は口座振替で納めていただきます。それ以外の年金で年額十八万円以上受給している方は年金から天引きされます。

保険料の納入についてご理解とご協力をお願いします。

図1 第1号被保険者の保険料

